

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	令和7年 月 日 (第 回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	鴨川市 12223
地域名 (地域内農業集落名)	天津・小湊地区 (西町、仲町、恵草、東町、引土、清澄、坂本、芝町、城戸・浜町・仲宿、橋本谷、砂田、新町の上町・下町、実入、大風沢、萩ノ巣、奥谷、開戸、小湊、四方木)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	102 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	- ha
② 田の面積	61 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	41 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	37 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状】 本地区は、鴨川市の東部に位置し、認定農業者、小規模農家や兼業農家が担い手として、水稻、露地野菜、施設野菜及び畜産経営が中心となっている。
【課題】 有害獣による農地や農作物への被害が発生していることから、営農意欲の低下がおき、耕作放棄地が増加している。また、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、農業機械の更新等が農家にとって大きな負担となり、離農者が増加し、農業の担い手不足につながっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻、露地野菜、施設野菜及び畜産経営を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
鴨川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく取り組みはもとより、市、農業委員会、県、農地中間管理機構、安房農業協同組合等との連携を図りながら、農地中間管理機構への貸付けを推進し、認定農業者等への農地の集積・集約化を基本としつつ、農業を担う者による農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	5	%	将来の目標とする集積率
			60 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
借受を希望している者の規模拡大又は経営農地の分散錯圖の解消を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
市、農業委員会、県、農地中間管理機構が一体となって、人員増を伴う組織及び経営基盤の強化を図り、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付ける。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になる場合には、農地中間管理機構を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じてその他の中心経営体へ貸付けを進める。
(3)基盤整備事業への取組
担い手等の要望を踏まえて用排水路等の整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市、農業委員会、県、安房農業協同組合等と連携し、地域内の若年層や定年退職者等を将来の担い手候補として、農業後継者の確保・育成に取り組む。地域内の担い手で受け切れない場合については、地域外の経営体を受入れ農地の維持に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業支援サービスを行う事業体の情報収集に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①鴨川市有害鳥獣対策協議会と連携し、鳥獣被害の防止に努める。				
③スマート農業の技術について情報を収集し、導入が現実的なものを検討する。				
⑧農業者の利用状況などを考慮し適切に管理する。				
⑨堆肥の活用等、環境に配慮した耕畜連携に取り組む。				
⑩集落営農組織において、機械の共同利用を進めるほか、農作業受託の拡大を図る。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	畜産	3.3 ha	ha	畜産	3.3 ha	ha	A	
利用者	B	露地野菜	1.4 ha	ha	露地野菜	1.4 ha	ha	B	
利用者	C	露地野菜	0.1 ha	ha	露地野菜	0.1 ha	ha	C	
認農	D	施設野菜	0.1 ha	ha	施設野菜	0.1 ha	ha	D	
利用者	E	水稻・露地野菜	0.4 ha	ha	水稻・露地野菜	0.4 ha	ha	E	
認農	F	施設野菜	0.2 ha	ha	施設野菜	0.2 ha	ha	F	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		5.5 ha	0 ha		5.5 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

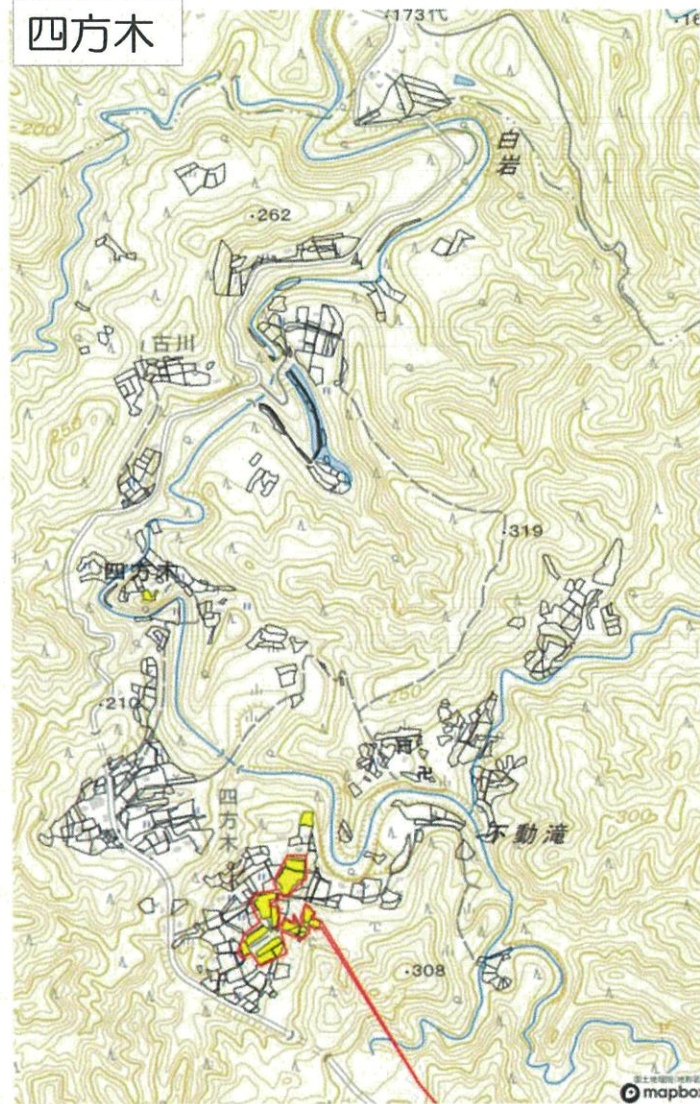
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

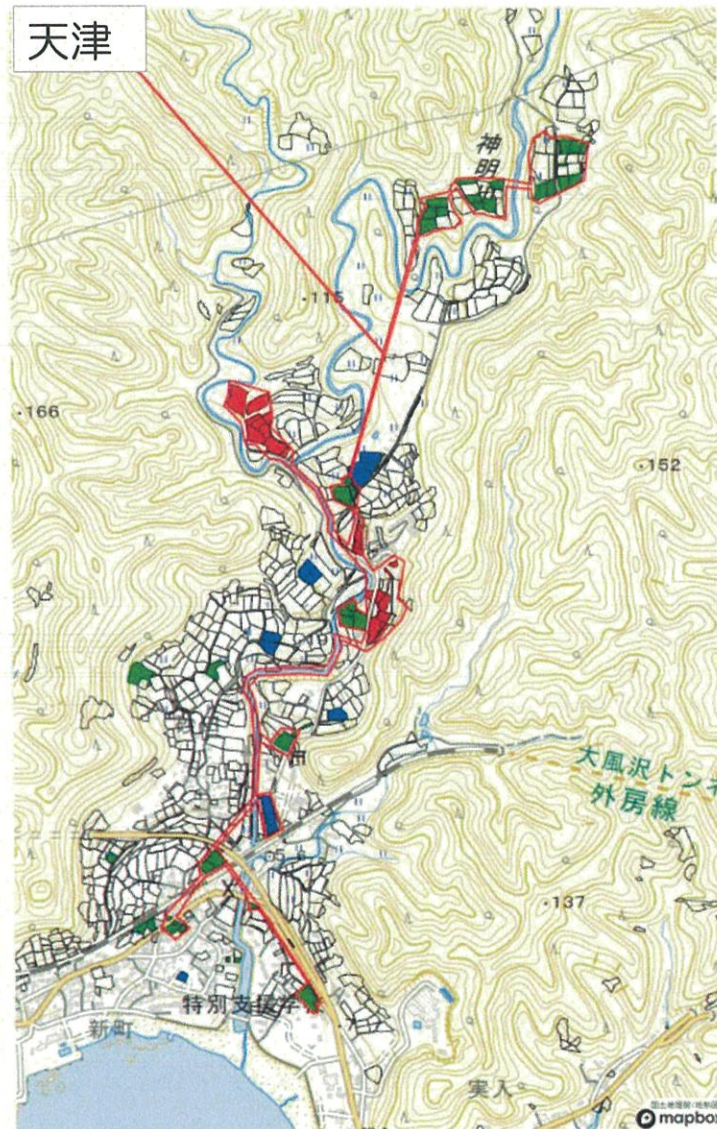
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

天津・小湊地区 目標（現況）地図

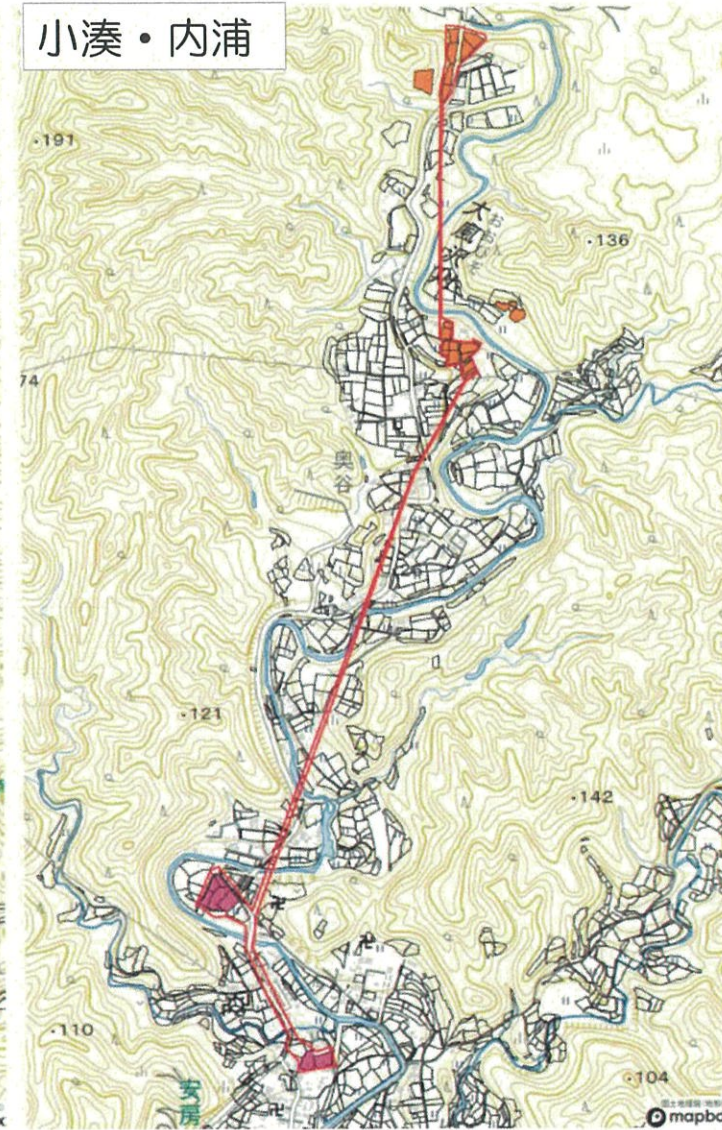
四方木



天津



小湊・内浦



	A
	B
	C
	D
	E
	F